

TansoMiru 燃料

燃料配送事業者 参加規約

第1条（目的）

本規約は、株式会社リバスタ（以下「当社」といいます）が運営するサービス「TansoMiru 燃料」（以下「本サービス」といい、詳細は第2条（本サービス）にて定義します）に、燃料の供給配達を行う事業者（以下「燃料配送事業者」といいます）が参加するにあたり、当社と燃料配送事業者との間の権利義務を定めることを目的とします。

第2条（本サービス）

本規約において、本サービスとは、当社が建設業における元請事業者に提供する、購買燃料量及びそれに基づく二酸化炭素（CO₂）排出量の算定及び管理業務を支援するサービス「TansoMiru 燃料」をいいます。なお、本サービスの機能その他の詳細は、本規約の他、別途当社が提示する資料又は当社ホームページに記載のとおりとします。

第3条（本契約の成立）

- 燃料配送事業者は、当社が定める方法により、本サービスへの参加の申込みを行うものとします。
なお、燃料配送事業者は本規約（付随する料金表その他諸規則を含み、以下同じとします）の内容に同意の上、当該申込みを行うものとし、燃料配送事業者が参加の申込みを行った時点で、当社は、燃料配送事業者が本規約の内容に同意しているものと見做します。
- 本サービスへの参加に関する契約（以下「本契約」といいます）は、前項の申込みに対して、当社が、当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。当社は、本契約を締結した燃料配送事業者に対し、ユーザーIDを付与します。
- 当社は、燃料配送事業者が以下に該当する場合、参加の申込みをお断りすることがあります。なお、当社はその理由について説明する義務を負いません。
 - 燃料配送事業者の経営状態について与信上の不安が存する場合
 - 燃料配送事業者が法人又は事業の実体を有しない場合
 - 燃料配送事業者が、第13条（反社会的勢力の排除）第1項各号のいずれかに該当する又は該当するおそれがあると当社が判断した場合
 - 燃料配送事業者が当社又は第三者に対して第13条（反社会的勢力の排除）第2項各号のいずれかに該当する行為を行った又はそのおそれがあると当社が判断した場合
 - 燃料配送事業者が、申込にあたり当社が求めた情報について虚偽の申告をし、又は必要書類の提供若しくは提示を拒んだ場合
 - 燃料配送事業者が当社との契約（他のサービスを含みます）に違反したことがある場合
 - その他当社が燃料配送事業者の申込みの承諾を不適当と認める相当の事情がある場合

第4条（購買燃料量データの提供）

- 燃料配送事業者は、当社が本サービスに係るシステム（以下「本システム」といいます）を通じて燃料配送事業者に提供する元請事業者の現場情報と、自己が燃料の供給配達に伴い取得した配達先情報の住所とを突合し紐づけたうえで、当該現場における燃料の「購買年月日」「購買会社」「燃料種類」「購買燃料量」等の情報（以下総称して「購買燃料量データ」といいます）を、第3項に定める証票資料に基づき、本システムに登録することにより当社に提供するものとします。燃料配送事業者は、本項に定める紐づけを行った現場については、もれなく購買燃料量データを当社に提供す

るものとします。但し、本サービス上で元請事業者による現場情報の登録がなされる月より前の購買燃料量データについては、対象外とします。

2. 燃料配送事業者は、前項において、自己が元請事業者又は現場に紐づく専門工事会社に対し、燃料販売に伴う代金の請求権を有する購買燃料量データのみを登録するものとし、他の燃料配送事業者から委託を受けて行った配送に係る購買燃料量データについては、登録しないものとします。
3. 燃料配送事業者は、第1項に基づき当社に提供する購買燃料量データの証票資料（燃料の販売に関する伝票その他これに準ずる資料を指し、紙やデータ等の媒体を問いません）を、3年間保管するものとします。
4. 燃料配送事業者は、燃料が購入された日が属する月（以下「対象月」といいます）の翌月15日までに、当該燃料に係る購買燃料量データを本システムに登録するものとします。登録された購買燃料量データの内容は、対象月の翌月末日の経過をもって確定するため、当該購買燃料量データの追加・修正・削除（以下「修正等」といいます）を行う必要が生じた場合においては、対象月の翌月末日までに修正等を行うものとします。
5. 燃料配送事業者は、前項の購買燃料量データの確定後において、自己の故意又は重過失により購買燃料量データの不備が発覚した場合は、当社の指示に基づきこれを修正すると共に、これにより当社又は元請事業者に生じた損害について賠償するものとします。

第5条（データ提供料）

1. 当社は、購買燃料量データの提供の対価として、第4条（購買燃料量データの提供）第4項に基づき確定した購買燃料量データの数（なお念のため、本システムに登録した後に削除された購買燃料量データの数はカウントされないものとします）に応じて、当社が料金表で定める料金（以下「データ提供料」といいます）を燃料配送事業者に支払うものとします。なお、データ提供料に係る消費税は、当社が負担します。
2. 当社は、購買燃料量データが本システムに登録された月の末日を締め日とし、その翌月末までに、当該月分のデータ提供料を記載した、支払通知書を燃料配送事業者に発行します。
3. 燃料配送事業者は、当該支払通知書の内容に異議がある場合、支払通知書を受領した日から5営業日以内（以下「確認期間」といいます）に当社へ申し出なければなりません。確認期間内に申し出がなかった場合は、燃料配送事業者は、支払通知書の内容を承認したものとみなします。
4. 当社は、燃料配送事業者が承認した支払通知書に記載のデータ提供料を、購買燃料量データが本システムに登録された月の翌々月末日までに振込により支払います。

第6条（燃料配送事業者の義務）

1. 燃料配送事業者は、本システムの利用にあたり、本規約を遵守し、かつ、燃料配送事業者がユーザーIDを与えた個人に本規約を遵守させるものとします。
2. 燃料配送事業者は、ユーザーIDを与えた個人に対し、ユーザーID及びパスワードを第三者に漏洩、開示、貸与、共有することのないよう厳重に管理させるものとします。ユーザーID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により当社又はその他の第三者が損害を被った場合、燃料配送事業者の責任と負担をもってこれを解決するものとします。
3. 第三者が燃料配送事業者のユーザーID及びパスワードを用いて、本システムを利用した場合、当該行為は燃料配送事業者の行為とみなされるものとし、燃料配送事業者はかかる利用についての責任を負うものとします。
4. 燃料配送事業者は、本規約に規定する燃料配送事業者の義務（本条に定める事項に限りません）、第7条（禁止行為）に規定する禁止行為等に関して、当社から照会を受け、説明や報告及び資料提出等の情報開示を求められた場合、速やかに当社に必要な情報の開示をするものとします。

第7条（禁止行為）

燃料配送事業者は、本システムの利用及び本契約の履行に関し、次の各号に定める行為をしてはなりません。

- (1) ユーザーID若しくはパスワードを不正に使用し、又はこれを試みる行為
- (2) 第三者になります行為
- (3) 本サービスの未公開情報等を第三者に公開する行為
- (4) 本サービスへの参加に関する権利の全部又は一部若しくはユーザーID・パスワードを他に貸与、転貸、譲渡する行為
- (5) 方法・態様の如何を問わず、当社、元請事業者その他の第三者の信用を毀損し又はその営業若しくは運営を妨害する行為（自己又は第三者を利用して行う、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計若しくは威力を用いる行為等を含みます）
- (6) 第13条（反社会的勢力の排除）第1項又は第2項に該当する行為
- (7) 公序良俗違反又はそのおそれのある行為
- (8) 法令に違反する若しくは違反するおそれがある行為又は犯罪に関連する行為
- (9) 当社、元請事業者その他第三者の特許、商標、著作権等の知的財産を始めとする各種権利を侵害又はそのおそれがある行為
- (10) 本規約に違反する行為
- (11) その他、当社が不適当と認める行為

第8条（本サービスの一時中止、廃止）

1. 当社は、以下のいずれかに該当すると判断した場合、燃料配送事業者による本システムの利用又は元請事業者に対する本サービスの提供を一時中止する場合があります。これにより、燃料配送事業者に生じた損害（逸失利益を含みます）について当社は責任を負いません。
 - (1) 電気通信事業者が電気通信サービスを中止したとき。
 - (2) 本サービスのシステム運用上必要な保守・点検、補修、改修等を実施するとき。
 - (3) 本サービスの提供に必要な外部サービスの提供又は利用が停止されたとき。
 - (4) 上記の他、本サービスの提供を中止せざるを得ない合理的理由が発生したとき。
2. 当社は自らの裁量をもって、元請事業者に対する本サービスの提供を廃止することができます。この場合において当社は、事前に燃料配送事業者へ通知し、当該通知をもって本契約は終了するものとします。

第9条（知的財産権）

本サービス又は本システムを構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、商標、商号その他事業活動に用いられるサービス又は役務を表示するもの、各種資料等の著作物又はそれらに付随する一切の知的財産権（知的財産基本法第2条第2項に定める定義によります。）は、当社若しくは当社にその利用を許諾した第三者に帰属します。

第10条（秘密保持）

1. 燃料配送事業者は、本サービスの内容、本サービスのアイディア・構成・仕様・マニュアルその他本サービスへの参加にあたり知り得た情報（以下総称して「秘密情報」といいます）について、本規約に定める場合及び当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取扱い第三者に開示せず、又本サービスへの参加以外の目的で利用しないものとします。なお、本項の義務は、本サービスの実施期間終了後も引き続き存続するものとします。
2. 当社及び燃料配送事業者間において、本条と同等内容の契約を別途締結している場合、本条の内容が優先適用されるものとします。

第 11 条（情報の取扱い）

1. 燃料配送事業者は、購買燃料量データが、本サービスにおいて、当該購買燃料量データに係る建設現場の元請事業者に提供されることを承諾するものします。
2. 燃料配送事業者は、自己に関する情報（問合せ先、配送エリア、取扱燃料種類等を含みます）が、元請事業者（直接的又は間接的に燃料を販売した元請事業者に限りません）に提供されることを承諾するものします。
3. 当社は、燃料配送事業者が、本サービスへの参加に伴い知り得た元請事業者の情報、現場に紐づく専門工事会社に関する情報、現場情報及び購買燃料量に関する情報を基に、元請事業者に対して自己の商品・サービスに関する情報の提供（以下「情報提供」といいます）を行うことを承諾します。但し、情報提供に起因する元請事業者からクレーム、紛争等については、当該燃料配送事業者の責任と費用負担をもってこれを解決するものとします。なお、当社は、いつでも本項における承諾の全部又は一部を撤回することができるものとします。
4. 当社は、営業活動に利用する資料(紙及びインターネット上の媒体、メルマガ等)に、燃料配送事業者の社名を掲載する場合があります。又、当社ホームページに、燃料配送事業者の社名及び燃料配送事業者のWEBサイトへのリンク等を掲載することがあります。これらについて、燃料配送事業者は、予め同意するものとします。

第 12 条（個人情報の取り扱い）

当社は、本サービスにおいて知り得た燃料配送事業者の個人情報を、当社のホームページに公開しているプライバシーポリシーに従い適切に取り扱います。

第 13 条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及び燃料配送事業者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過していない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下「反社会的勢力」といいます）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証するものとします。
 - (1) 反社会的勢力によって、その経営を支配される関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が、その経営に実質的に関与している関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用する関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 当社及び燃料配送事業者は、自ら又は第三者を利用して次に掲げるいずれの行為も行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社及び燃料配送事業者は、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合には、これを拒否し、速やかに捜査機関への通報に協力するものとします。
4. 当社及び燃料配送事業者は、反社会的勢力との関係性について相手方から照会を受け、報告、説明及び資料提出等の情報開示を求められた場合には、これに全面的に協力し、速やかに情報開示に応

じるものとします。

5. 当社又は燃料配送事業者は、相手方が前各項のいずれかに反したと認められる場合又はこの表明、保証若しくは確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、本契約その他両者間で締結された一切の契約について、何らの通知又は催告を要せず、直ちに解除することができるものとします。なお、相手方は当該解除に対して一切異議を申し立てず、また、賠償ないし補償を求めないとともに、これにより生じた一切の損害を賠償するものとします。

第 14 条（解除）

当社は、燃料配送事業者が以下の各号のいずれかに該当した場合、何らの通知等を要することなく、本契約を解除することができます。

- (1) 第 6 条（燃料配送事業者の義務）、第 7 条（禁止行為）、第 10 条（秘密保持）の他、本規約の定めに違反したとき。
- (2) 監督官庁により事業停止処分、又は事業免許若しくは事業登録の取消処分を受けたとき。
- (3) 手形又は小切手が不渡となったとき、その他支払停止又は支払不能状態に至ったとき。
- (4) 破産手続、特別清算手続、会社更生手続、民事再生手続、その他法的倒産手続開始の申立てがあつたとき。
- (5) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て、その他公権力の処分を受けたとき、又はそれらのおそれがあるとき。
- (6) その他当社が不適当と判断したとき。

第 15 条（免責事項等）

1. 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、当社の判断により法令の範囲内で、本システムで管理する情報・データのうち、当該各号に定める情報・データを削除することができます。これにより燃料配送事業者又は第三者に損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負いません。
 - (1) 元請事業者が退会となった場合 当該元請事業者に係る全ての情報・データ
 - (2) 本サービスの運用管理上等、情報・データを削除すべきと当社が判断した場合 当該情報・データ
2. 当社は、本サービスへの参加により燃料配送事業者と元請事業者その他第三者との間で生じた紛争には関知せず、一切の責任を負いません。
3. 当社は、第 8 条（本サービスの一時中止、廃止）に基づく本サービス又は本システムの一時中止及び廃止について、一切の責任を負いません。
4. 当社は、天災地変、騒乱、暴動、感染症・疫病等、停電、通信回線の利用不能等の不可抗力による当社の債務不履行及び本サービス上のデータの消失について、一切の責任を負いません。

第 16 条（契約期間）

1. 本契約は、締結日をもって効力を生ずるものとします。
2. 当社及び燃料配送事業者は、相手方に対して 3 ヶ月前までに当社所定の方法をもって通知することにより、本契約を解約することができるものとします。

第 17 条（権利義務の譲渡）

1. 燃料配送事業者は、本契約上の地位若しくは権利義務を、当社の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡、承継させることはできません。但し、合併又は会社分割によって、本契約上の地位若しくは権利義務が包括承継される場合はこの限りではありません。
2. 燃料配送事業者は、前項に基づき、本契約上の地位若しくは権利義務を第三者に譲渡又は承継した場合は、速やかに当社に対して当該譲渡又は承継の事実が分かる資料を提出するものとします。
3. 当社は、本サービスに係る事業を第三者に譲渡した場合には、本契約上の地位若しくは権利義務を

当該第三者に譲渡することができるものとし、燃料配送事業者は、当該譲渡について、あらかじめ同意したものとします。

第 18 条（分離可能性）

1. 本規約の規定の一部が法令に基づいて無効と判断されても、本規約の他の規定は有効とします。
2. 本規約の規定の一部が特定の燃料配送事業者との関係で無効又は取消となった場合でも、本規約は他の燃料配送事業者との関係では有効とします。

第 19 条（誠実義務）

本規約に定めなき事項又は本規約に関して疑義が生じた場合は、信義誠実の原則に則り両者協議の上、円満なる解決を図るものとします

第 20 条（管轄裁判所）

本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付 則（本規約の発効）

本規約は下記のとおり、発効しました。

発 効：2025 年 12 月 3 日